

2022年8月12日
協同組合日本映画製作者協会
新藤次郎

・ウイズコロナについて

コロナウィルスによる、追加予算への助成をお願いしたい。

映画制作現場は2019年コロナ蔓延から映連及び日映協ではガイドライン作成し防疫体制をとり通常業務として人員配備を含め努力をしまいいりました。しかし、スタッフ・キャストに患者は発生し濃厚接触者を含め現場から退出者が出ております。其の度に製作者は映画を完成させる為に決断を迫られてきました。昨年製作していた当団体会員社のある作品は主役が感染し快癒を待つ中当の俳優のスケジュール再調整を経て5か月後に再開しました。主役ですので代替えは効かずスタッフ全員の再調整が必要になり、結果当初予算を4000万円超過との事です。映画は製作に入ると完成をさせる他なく、完成を観ない作品は存在しないのと同じです。殆どの作品は追加の予算を入れることとなります。

現在、政府で議論されているコロナ対応策は各種在りますが、この先コロナが収束する事を想定しての映画制作現場は新たなガイドライン作成しての対応は現在難しいと思えるので、常に制作の中止及び延期に備えなくてはならないと考えます。事は、関係者の健康・命の問題なので、上記の例のような対応をするには政府による助成金が必要かと考えます。

・著作権法での映画著作物の規定について

二次的著作物から独立した著作物へ。

経産省に於いて2019年より映画製作現場の環境改善について映画製作者（映連）制作プロダクション（日映協）フリースタッフ（映画職能団体・フリースタッフ個人）がガイドラインを作成合意して経産省へ答申を出しました。この取り組みの大きな目的は映画のマーケットの拡大には映画の質の向上が欠かせない事です。映画の質を上げるにはスタッフ・関係者の技術の向上と合わせ才能を発揮できる環境の整備を行うが必須との思いが出発でした。映画の質が向上すれば映画の稼ぐ額があがる。結論は映画の稼ぐ力を上げることとなります。

そこで、現在の著作権法での映画著作権の規定。映画著作物は文芸の著作物を映像翻案化した二次的な派生著作物、と規定されています事が、海外と違いますし古いのではと思っております。海外の多くは派生著作物だが二次的著作物ではない。映画は多数の著作物が集約された著作物です。原作小説が在り、脚本が在り、音楽を使用します、同時に監督をはじめ主要スタッフは著作者です。また、出演者は著作隣接権者ですべての著作権者・著作者・著作隣接権者に人格権が存在します。現在、映画はワンチャンス主義で製作し利用しますが、法的な裏付けは曖昧なままで国際映連も採用している事が裏付けのような気がします。映画が完成しましたら最大可能な利用を図り売り上げの最大化を目指すのが常です。それが果

たせなくては次作の製作がおぼつかない構造です。利用の際にすべての著作権者・著作者・著作隣接権者の承諾権をクリアが法的には必要です。これでは既存の映画製作者以外は映画に出資及び投資を躊躇せざるをえません。

提案は、まず著作権法にて映画著作物が独立した著作物。原著物から派生したことは事実ですが少なくとも映像翻案化された二次的著作物では情けないのと同時に利用の際に承諾権のクリアが保護期間中必要となります。

現行の商習慣による原著作権者等への追加報酬若しくは著作権料配分は当然だと思いますが、映画製作に参加した時に、完成した映画著作物を良しとするならばその利用に対する承諾も同時になされるべきかと思います。同時に完成物の運営利用促進を担う者は当該著作物を改変してはならないのは自明ですし違反です。

提案の具体ですが、映画の完成を原著作権者（原作・脚本・音楽）著作者（プロデューサー・監督・撮影・録音等）、著作隣接者（俳優・演奏家等）が確認し異議が無ければ独立した著作物として内容の改変およびリニア（連続して1から始まり10で終わる）な利用については人格権を含めて承諾権の行使をしないことが契約可能になると思います。まず、映画著作物は独立した著作物と規定をお願いしたい。

映画の収益力が向上すると思います。